

認可保育所公募の手引き

令和6年1月

大府市役所 健康未来部 幼児教育保育課

○はじめに

- ・この手引きは、大府市内での保育施設の整備にあたって、基本的な事項について要約したものです。
- ・この手引きは、原則として作成された時点の内容で整理していますので、法令や予算等の関係で、変更される可能性があります。
- ・保育施設の整備にあたっては、関係法令を精査するとともに、本市及びその他関係機関と協議をしていく必要がありますので、ご相談いただく場合には電話等で事前にご連絡ください。

【問い合わせ先】

大府市役所健康未来部幼児教育保育課
電話：0562-85-3895(直通)

1 保育所とは

保育所とは、保護者の就労、病気等により家庭で保育をすることが出来ない（＝保育を必要とする）と認定を受けたお子さんを保育する児童福祉施設です。（児童福祉法第39条規定）

大府市に認可保育所を設置するには、児童福祉法第35条の規定に基づき、愛知県知事から認可を得る必要がありますが、認可の申請は市町村を通じて行います。

また、認可保育所の設置については、該当地域の周辺の人口動態及び保育需要、周辺の開発状況、近隣の保育施設の配置状況等を考慮し、総合的に判断します。

2 募集する保育所について

(1) 募集地域及び条件

| | 地域 | 種類 | 定員 | 用地及び施設整備 | 整備補助金 | 募集数 |
|---|------------------------------------|------------------|-------|----------|--------|-----|
| 1 | 市中心部付近に立地し、かつ市内全域からアクセスしやすい場所であること | 認可保育所 (0～2歳児) | 40人程度 | 整備事業者 | 法定整備補助 | 1 |

※ 定員は上記の人数を原則としますが、保育ニーズや設置場所の状況により、上記の定員以外でも設置を認めることがあります。

※ 定員は、0歳児から2歳児までとし、0歳児≦1歳児≦2歳児となるように設定してください。

(2) 事業主体

| | 事業主体 |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は学校法人とする。 |

※ 事業主体は「保育所の設置認可等について」（厚生省児童家庭局通知平成12年3月30日児発第295号）に定める審査基準を満たす者としてします。

また、提案する時点において、認可保育所、認定保育室、幼稚園、小規模保育事業所又は認定こども園を運営している者としてします。

(3) 遵守すべき基準

保育所の認可にあたっては、以下の法令、条例及び関係規定の基準を満たすことが必要となります。（以下に掲げた法令等以外にも該当する物があれば、これを遵守する必要があります。）

- ・愛知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年十二月二十九日厚生省令第六十三号）
- ・建築基準法（昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号）及び関係法令
- ・都市計画法（昭和四十三年六月十五日号外法律第百号）及び関係法令
- ・消防法（昭和二十三年七月二十四日法律第百八十六号）及び関係法令

(4) 開所時期

原則、令和8年4月1日とします。ただし、この指定する時期以外で開所をする場合には、市及び整備事業者が協議の上決定します。

開所時期が令和8年4月1日を超える場合は、整備費補助金が受けられない場合があります。（災害等やむを得ない場合を除く。）

(5) その他条件

ア 2歳児卒園児の卒園後の受け入れ先として、市内の認可保育所又は認定こども園と連携協力を行うこととします。

イ 補助対象事業となる施設の建築工事（造成工事を除く。）への着手は、原則、本市の整備費補助金交付決定前は認められません。なお、交付決定時期は令和7年4月中旬以降となる予定です。

(6) 留意事項

ア 保育所の提案にあたっては、関係する法令等を遵守し、整備を行うことが出来るかどうかを慎重に検討された上で、幼児教育保育課にご相談ください。

イ 保育所計画の提案をされた後で、土地、建物所有者及び近隣の土地利用者等から土地利用について拒否されることがないように、提案前に当該所有者等の意向を確認していただくようお願いいたします。

ウ 円滑に施設の整備及び運営を進めるために、提案書提出の前後に開設予定地の周辺住民に対して説明をするなど、保育所開設及び土地利用計画について周知し、理解を得るように努めてください。

エ 調整区域で立地を検討する場合は、事前に都市政策課と調整してください。

3 保育所の運営

(1) 開所日

開所日は、月曜日から土曜日（国民の祝日及び休日、12月29日から1月3日を除く）とします。

(2) 開所時間等

開所時間は午前7時から午後6時を標準時間とし、延長保育を実施できることとします。

祝日保育や一時保育等について提案することも可能としますが、実施には市との協議を必要とします。

(3) 受入年齢

原則、生後6か月経過後から2歳児までとします。

(4) 保育所運営費

ア 保育所運営に対して、定員規模や年齢区分等に応じて人件費、管理費及び事業費に係る費用を委託費として支払います。

イ 委託費の用途範囲については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」（平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号）のとおりです。

4 保育所の施設整備に係る補助制度

施設整備に要する費用については、「大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱」に基づき交付します。

保育所整備にあたっては、国の就学前教育・保育施設整備交付金の対象となります。補助金の概要については、以下を参考としてください。ただし、国及び市の補助金は、就学前教育・保育施設整備交付金の活用及び本市の予算の成立を前提としたものであるため、今後の国の制度改正等により変更する場合があります。

なお、今回の募集は、「大府市民間保育所等整備費補助金交付要綱」別表の「市単独補助金」の対象ではありません。

【補助金額の参考例（令和5年度時点）】

（単位：千円）

| 施設規模 | 補助金 | 補助金額 |
|---------------|-----|---------|
| 定員40人 (想定) | 国補助 | 93,907 |
| | 市補助 | 46,953 |
| 合計 | | 140,860 |

5 提案方法

(1) 提出書類

下記の書類について、正本1部、副本11部（両面印刷可、副本は複写可）を大府市役所幼児教育保育課までご提出ください。

| 項 目 | 内 容 | 様 式 | |
|-------------------|---|--|----------------|
| 1 | ①認可保育所整備 申込書 | 法人印鑑登録証明書を添付 | 様式1 |
| | ②事業者の概要 | ◆役員状況、資産・負債の状況、法人経歴、 他の経営施設の状況 | 様式2-1 様式2-2 |
| | | ◆代表者及び施設長の履歴 | 様式3 |
| | | ◆現在運営している施設又は事業に関する資 料（パンフレット等、概要がわかるもの） | 別紙 |
| | ③法人の定款 | 原本証明されたもの | 原本写し |
| | ④法人登記簿謄本 （履歴事項全部証明書） | 応募申込日前3か月以内に発行されたもの | 原本 |
| ⑤法人理事会議事 録等の写し | 本公募への応募につき、法人として意思決定 していることが確認できるもの。 | 様式自由 | |
| 2 | 事業予定地 | 【事業予定地】 ◆周辺地図、公図、現況写真 | 様式自由 |
| | | ◆土地登記簿謄本 | 原本 |
| | 建物権利関係等 | 【事業予定建物】 ◆〔既存建物を転用する場合〕現況写真 | 様式自由 |
| | | ◆〔既存建物を転用する場合〕建物登記簿謄本 | 原本 |
| 3 | 認可保育所（設置） 計画書 | 認可保育所（設置）計画書 ※添付書類：不動産所有者からの承諾書（様 式自由） | 様式4-1 |
| 4 | ①整備スケジュール | 開設までの日程表 | 様式自由 |
| | ②基本計画図面 | ①位置図 ②配置図 ③平面図 ④立面図 ※配置図には駐車場計画を明示すること。 | 様式自由 |
| | | 各室面積表 | 様式4-2 |
| 5 | ①従事職員計画 （採用・雇用方法を 含む）（開設後） | ◆資格、経験（採用資格、実務経験について） ◆雇用形態（常勤職員とその他職員について） ◆研修体制（採用時、従事後） ◆配置人員 ◆職員からの相談等への対応について | 様式自由 |

| 項 目 | | 内 容 | 様 式 |
|-----|-----------------|---|------|
| 5 | ②労働基準法の規定に関する書類 | ◆就業規則（労働基準監督署受付印のある事業主控） ※賃金等の別規定も含めて提出のこと | 様式自由 |
| | ③事業の運営方針 | ◆子どもの健康状況を把握するための方策について（食物アレルギー、家族への啓発等） ◆事故防止等の安全対策について（保育中の安全管理、施設管理、防災防犯、業務継続計画、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止等） ◆要望や苦情への対応について ◆給食提供体制について | 様式自由 |
| 6 | 資金計画 | ◆施設整備費の事業別収支一覧表 | 様式 5 |
| | | ◆収支シミュレーション | 様式 6 |
| | | ●その他、人件費試算等の資料 | 様式自由 |
| 7 | その他 | ◆応募前における地域住民への説明（記録） | 様式 7 |
| | | ◆大府市保育事業への貢献について | 様式事由 |

(2) 提出にあたっての留意点

- ア 「別表 大府市認可保育所整備事業者選定基準表」の審査事項について、主な着眼点により審査を行います。
- イ 提出書類は、A4サイズ2穴ファイルに綴じ込み、5（1）の提出書類番号をインデックスで表示すること。
- ウ 正本に添付する証明書類には原本証明をすること。
- エ 提出された書類は返却しません。
- オ 必要に応じて別途資料の提出を求める場合があります。
- カ 来庁前日までに事前連絡の上、大府市役所幼児教育保育課へ提出してください。

6 選定及び事業者決定

(1) 選定方法

- ア 選定は、「大府市民間保育所等運営事業者審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において書類審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを行い、「別表 大府市認可保育所整備事業者選定基準表」により審査・評価します。最終的に、審査委員会の審査・評価の結果を踏まえ、最も相応しいと認める事業者を選定し、市長が決定します。
- イ 審査委員会は、大府市子ども・子育て会議委員のうちから市長が依頼す

る委員長、学識経験のある者のうちから市長が依頼する副委員長、本市職員を委員による構成とします。

ウ プレゼンテーション審査（10分以内）は、提出書類等を使用して応募者の方に行っていただきます。その後、審査委員からヒアリング（10分程度）を行います。

エ 選定結果は、全ての応募事業者に通知します。

（2）選定にあたっての注意事項

ア 提出された書類に虚偽があった場合、又は期限内に必要な書類が整わなかった場合は、失格とします。

イ 選定結果に対しては、いかなる異議の申し立ても受け付けません。

7 留意事項

（1）提出された書類等は、情報公開の対象となり、請求により開示する場合があります。

（2）応募に要する費用は、全て応募事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる損害も同様とします。

（3）決定した事業者の応募計画の変更は、原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや施設の実施設計に伴う変更等やむを得ないもので、審査の評価にマイナスの影響を与えないもののみ、本市と協議のうえ認める場合があります。

（4）決定した事業者から提出された書類等において、虚偽若しくは重大な違背行為があると認めるとき又はその他の事情により適切な保育等事業の実施が困難と認めるときは、本選定による決定を取り消すことがあります。また、この場合、事業者が既に要した費用の弁済を市へ求めることはできないものとします。

8 スケジュール・その他

（1）応募書類の受付 令和6年1月22日（月）～令和6年3月8日（金）

（2）認可保育所公募の手引き（募集要項）、応募書類は大府市公式ウェブサイトに掲載します。（市役所窓口での配布はいたしません。）

（3）質問は、受付期間中に幼児教育保育課まで電子メール（hoiku@city.obu.lg.jp）で送付してください。

回答は電子メールで送付します。

（4）書類審査・プレゼンテーション審査 令和6年3月下旬～4月上旬

（5）大府市民間保育所等整備費補助金交付対象者の決定
令和6年3月下旬～4月上旬

様式I

認可保育所整備申込書

(宛先)

大府市長

大府市認可保育所公募の手引きに基づき、認可保育所を整備したいので、関係書類を添えて申し込みます。

なお、添付の関係書類記載の内容については、誠実に履行することを誓約します。

年 月 日

ふりがな
事業者名

印

ふりがな
代表者名

印

所在地（住所）

電話番号

事業者の概要

| | | | | | | | |
|--|---|------------------|---|--|---------|---|-------|
| 事業者 | 事業者区分 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 日本赤十字社 <input type="checkbox"/> 公益社団法人 <input type="checkbox"/> 公益財団法人 <input type="checkbox"/> 学校法人 | | | | | | |
| | 所在地 | (〒 —) | | | | | |
| | 事業者名 | (フリガナ) | | | | 社福法人等認可日・番号 | |
| | 電話番号 | | | | FAX番号 | | |
| | メールアドレス | | | | | | |
| 代表者 | 住所 | (〒 —) | | | | | |
| | 代表者名 | (フリガナ) | | | 生年月日 | 年 月 日 | |
| 役員 の 状 況 | 役職 | 氏名 | 年齢 | 職歴(公職含む) | 社会福祉関係歴 | 他法人との 役員兼務 | 兼務法人名 |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| | | | | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | |
| (社会福祉法人) 評議員制の状況 <input type="checkbox"/> 有 (定数 人) <input type="checkbox"/> 無 <small>※有の場合は上記役員と同様の名簿を添付</small> | | | | | | | |
| 預金・ 長期借入等 の 状 況 | 直近預金残高 円 (R6. . 現在) | | | | | | |
| | 借入年度 | 借入先 | 借入金額 | 借入残額 | 残年数 | 充当先 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 合 計 | | | | | | |
| 県・市等の利子補給 | | | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | (有の場合) 年： 千円・% | | | |

事業者名 _____

| | | | | | | | |
|---------------|---|------|----|--------------------------------|-----|---------------------------------|----|
| 事業者経歴・現在の経営状態 | | | | | | | |
| 事業運営の基本理念 | | | | | | | |
| 監査 | 所管庁の監査・指導検査等 | | | <input type="checkbox"/> 受けている | | <input type="checkbox"/> 受けていない | |
| | 文書指摘 | | | <input type="checkbox"/> あり | | <input type="checkbox"/> なし | |
| | 改善報告 | | | <input type="checkbox"/> 済み | | <input type="checkbox"/> 未 | |
| | ※文書指摘等がなければ記入不要 | | | | | | |
| 査 | <p>1) 文書指摘を受けていない場合は、それが分かる証明を添付すること。 例) 監査結果通知書 (令和3年度・令和4年度)</p> <p>2) 文書指摘を受け改善報告をしている場合については、それが分かる証明を添付すること。 例) 改善報告書 (令和3年度・令和4年度)</p> <p>3) 複数施設を運営している場合については、令和4年度以前に開園されている中で一番新しい施設の監査書類を提出すること。</p> | | | | | | |
| 他の経営施設 | 施設の種別 | 開設年月 | 名称 | 所在地 | 定員等 | 職員数 | 備考 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

代表者及び施設長 履歴書

事業者名： _____

| | | | |
|-----------|---|-------------------|---------------------------|
| 職別 | <input type="checkbox"/> 代表者 <input type="checkbox"/> 施設長 | | |
| 氏名 | (フリガナ) | 生 年 月 日 | (歳) |
| | (〒) | | 年 月 日 |
| 住所 | (フリガナ) | T E L | |
| | (〒) | | |
| 連絡先 | (フリガナ) | T E L | |
| | (〒) | | |
| 経歴 | 年 月 ~ 年 月 | 履 歴 | |
| 職 歴 | | | |
| 社 会 活 動 歴 | 年 月 ~ 年 月 | 履 歴 | |
| | | (民生委員・自治会役員等) | |
| 資 格 要 件 | 取得(予定)年月日 | 資格・修了研修・実務経験 | |
| | | (未取得の場合は、今後の取得方法) | |
| 賞 罰 | 年 月 ~ 年 月 | 履 歴 | |
| | | | |

認可保育所（設置）計画書

1. 施設名（仮称） _____
2. 設置主体 _____
3. 経営主体 _____
4. 所在地（郵便番号 _____ ）
住所 _____
5. 定員 _____ 人

| 年齢 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 計 |
|-----------|----|----|----|----|----|----|---|
| 入所（予定）児童数 | | | | / | / | / | 人 |

6. 保育士（常勤） _____ 名 保育士（非常勤） _____ 名
 看護師 _____ 名 調理員 _____ 名

7. 建物その他設備の規模及び構造・図面並びに建築基準法に係る事務

(1) 敷地 _____ m²
 （自己所有地 _____ m²、借地 _____ m²）

(2) 建築面積 _____ m² （延面積 _____ m²）

(3) 屋外遊技場 _____ m²

(4) 建物並びに設備の規模、構造等

ア. 構造 _____

イ. 各室の状況（様式4-2のとおり）

(5) 施設全体の付近見取図、配置図、平面図、立面図

※注 平面図に室名、室ごとの面積・利用人員、屋外遊戯場の面積を記入すること。

配置図に駐車場計画（台数など）を明示すること。

<既存の建物を活用する場合>

(6) 建築確認済証・検査済証の写しを添付 あり なし

(7) 用途現在（ _____ ）整備後（ _____ ）

8. 地域（近隣）住民説明予定日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

9. 事業開始予定日

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

※ 添付書類・・・不動産所有者からの承諾書

様式4-2

各室面積表

令和 年 月 日現在

| 室名 | 既設部分 | | | | 対象児童一人あたり面積 (㎡) |
|---------|------|--------|--------|--------|-----------------|
| | 構造 | 階数 (階) | 人数 (人) | 面積 (㎡) | |
| 保育室 才 | | | | | |
| 保育室 才 | | | | | |
| 保育室 才 | | | | | |
| 保育室 才 | | | | | |
| 保育室 才 | | | | | |
| 保育室 才 | | | | | |
| 乳児室 | | | | | |
| ほふく室 | | | | | |
| 乳児・ほふく室 | | | | | |
| 調乳室 | | | | | |
| 沐浴室 | | | | | |
| 遊戯室 | | | | | |
| 調理室 | | | | | |
| 休憩室 | | | | | |
| 医務室 | | | | | |
| 事務室 | | | | | |
| 便所 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| その他 | | | | | |
| 計 | | | | | |

(注) 保育室、乳児室、ほふく室については、1室ずつ記入すること。
 太枠内に箇所数を記入すること。
 「計」欄は延面積と一致すること。

施設整備費の事業別収支一覧表

A：収入の部

(単位：円)

| 事業種別 収入項目 | | | | | | | 合 計 | 備 考 |
|--------------|-------|--|--|--|--|--|-----|-----|
| 自己資金 | 施設整備費 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 借入金 | 施設整備費 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 寄付金 | 施設整備費 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 補助金 | 施設整備費 | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | |
| 合 計 | 施設整備費 | | | | | | | |
| | 総合計 | | | | | | | |

B：支出の部

(単位：円)

| 支出項目 | | | | | | | 合 計 | 備 考 |
|-------|--------|--|--|--|--|--|-----|-----|
| 施設整備費 | 建築・設備費 | | | | | | | |
| | 設計監理費 | | | | | | | |
| | 土地造成費 | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| 総合計 | | | | | | | | |

(注意) 収入項目及び支出項目は必要に応じて修正・追加等を行ってください。

様式6

収支シミュレーション

| | | | |
|------|-------|--|------|
| 事業者名 | | | |
| 実施事業 | 定員(人) | | / 枚目 |

(単位：円)

| 項目 | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 備考 (根拠・試算条件等) |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| | 年月～ 年月 | 年月～ 年月 | 年月～ 年月 | 年月～ 年月 | 年月～ 年月 | |
| 【収入】 | | | | | | |
| 運営費委託料 | | | | | | |
| 利用料 | | | | | | |
| 寄附 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 収入計 A | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 【支出】 | | | | | | |
| 給与費 | | | | | | 改訂率 年 %増 |
| 法定福利費 | | | | | | 改訂率 年 %増 |
| 福利厚生費 | | | | | | 改訂率 年 %増 |
| 事務費 | | | | | | |
| 事業費 | | | | | | |
| 賃借料 | | | | | | |
| 支払利子 | | | | | | |
| 積立支出 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 収出計 B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 減価償却前損益 C=A-B | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 減価償却費 D | | | | | | |
| 減価償却後損益 E=C-D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 税金関係 F | | | | | | 法人税、固定資産税等 |
| 税引後損益 G=E-F | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 借入金元金返済 H | | | | | | |
| 余剰金 I=C-F-H | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 前年度繰越 J | | | | | | |
| 翌年度繰越金 K=J+I | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

【注意】

- ・収入及び支出の項目は適宜設定してください。
- ・1年目から12か月単位（開始年月から12か月間）で作成し、借入金元金の返済が終了するまでの期間（借入がない場合は5年間）について作成してください。
- ・年齢毎の定員を変える場合は、運営費補助金・運営委託料をその定員の金額に合わせてください。
- ・当初の施設整備費用（建設費用）は含めませんが、施設稼働後の元金償還金及び利子は支出等を含めます。
- ・法定福利費および福利厚生費について、事業所の会計とは別に母体法人で負担している場合は、その旨を記入してください。

大府市認可保育所整備事業者選定基準表

| 審査項目 | 審査事項 | 主な着眼点 | 配点 | 最高合計 |
|----------|-----------------------|---|-----|------|
| 事業者の基本方針 | 事業者の概要及び代表者の履歴 | ・応募の動機は適切か。 ・増加する保育需要への貢献意識はあるか。 ・社会的信用が高い運営主体であるか。 | 5 | 15 |
| | 保育事業運営の基本理念について | ・基本理念、基本方針等が確立されているか。 ・基本理念を実現するための運営方針は適切か。 | 5 | |
| | 施設長について | ・人格が高潔で、保育に対する熱意、経営意識を持っているか。 | 5 | |
| 経営の安定性 | 現在の経営状態と事業の継続性 | ・事業実施に必要な相応の自己資金を有し、財務内容が適正であるか。 ・借入金の有無（事業実施に問題が無い程度か） ・安定的・継続的に施設を運営できる経営基盤があるか。 | 5 | 25 |
| | 職員の人材確保のための方策 | ・計画的に職員を採用しているか。 ・経験、人数等を元に適正に配置しているか。 | 5 | |
| | 職員に対する研修及び人材育成に対する考え方 | ・職員が研修に積極的に取り組める体制が整えられているか。 ・自己研鑽への援助が出来る体制が整えられているか。 ・職員の資質を高める研修が期待出来るか。 | 5 | |
| | 職員からの相談等への対応について | ・ハラスメントへの対応体制が整えられているか。 ・不適切保育につながる事案の早期発見、対応体制が整えられているか。 | 5 | |
| | 本市又は他市での保育所等の実績 | ・本市又は他の自治体での社会福祉事業又は保育事業を健全に運営している実績があるか。 | 5 | |
| 計画の妥当性 | 事業開始までのスケジュールの妥当性 | ・工期及び内容に無理がなく、確実に予定日に事業開始出来る蓋然性が高いものか。 ・施設完成後、十分な開所準備期間が取られているか。 | 5 | 15 |
| | 年間収支計算書の妥当性 | ・運営にかかる収入と支出の計画は妥当か。 | 5 | |
| | 認可定員設定の妥当性 | ・関係法令を遵守し、事業実施に支障が無いように設定されているか。 ・年齢別定員の考え方は適切か。 | 5 | |
| 事業の運営方針 | 健康管理・保育に関する考え方 | ・児童の健康管理について十分な対策が講じられているか。 ・看護師、嘱託医の配置等は妥当か。 ・提案者が独自のノウハウを有しており、創意工夫を用いた質の高い保育が期待できるか。 ・保護者からの相談に応じて適切な支援を行える体制が整えられているか。 ・障がいがある子どもの受け入れ体制が整えられているか。 ・アレルギー症状がある子どもの受け入れ体制が整えられているか。 ・児童虐待を確認した場合における対応の体制が整えられているか。 ・虐待により支援が必要な子どもに対して、市又はその他関係機関との連携が図られる体制となっているか。 ・外国籍の子どもへの配慮、保護者への対応が考えられているか。 | 5 | 20 |
| | 事故防止等の安全対策 | ・事故発生防止のための必要な措置が講じられており、かつ発生時における体制が整えられているか。 ・不審者等への対応が考えられているか。 ・個人情報の取扱いについての考え方は適切か。 ・施設の防災対策及び災害時における訓練、連絡体制等災害に対する必要な措置が適正に講じられるか。 | 5 | |
| | 要望、苦情に対する対応について | ・迅速かつ適切に対応出来る体制が整えられているか。 ・苦情、要望についての記録の作成、保管が確実に行われ、業務改善に活かされる体制が期待できるか。 ・第三者評価について、具体的に実施する計画はあるか。 | 5 | |
| | 給食提供体制 | ・安全面、衛生面に配慮するとともに、食育の推進に寄与する給食を提供する体制が整えられているか。 ・アレルギー児への除去食対応等の対策は適切か。 | 5 | |
| 施設 | 保育室について | ・関係法令の基準に適合し、児童の安全性、衛生面、利便性に配慮されているか。 | 5 | 20 |
| | 駐車場計画について | ・十分な駐車台数が確保されており、かつ利用者の交通安全及び近隣の交通への影響に配慮されているか。 | 5 | |
| | 周辺環境について | ・利用者に危害が及んだり、劣悪又は保育に不適当な環境ではないか。また、近隣住民とのトラブルの発生が予想される環境ではないか。 ・建設場所を決定するにあたり、人口動態や保育需要及び周辺の開発状況が考慮されているか。 | 5 | |
| | 地域住民への説明について | ・着工前及び着工後に地域住民等に対して十分な説明を行うとともに、関係者から出された意見への対応策が検討されているか。 | 5 | |
| 貢献度 | 大府市保育事業への貢献について | ・一時的保育の実施 ・土曜保育の標準時間以上の実施 ・祝日保育の実施 ・20時までの延長保育 ・国の配置基準より手厚い保育士配置 | 5 | 5 |
| 合計 | | | 100 | |

選定基準点は、合計点が60点以上とする。ただし、合計点が60点以上であっても、同一項目について過半数の委員が2点以下をつけた項目がある場合は、その事業者は選定されないものとする。

| |
|------------|
| 5点：優れている |
| 4点：やや優れている |
| 3点：普通 |
| 2点：やや劣っている |
| 1点：劣っている |